

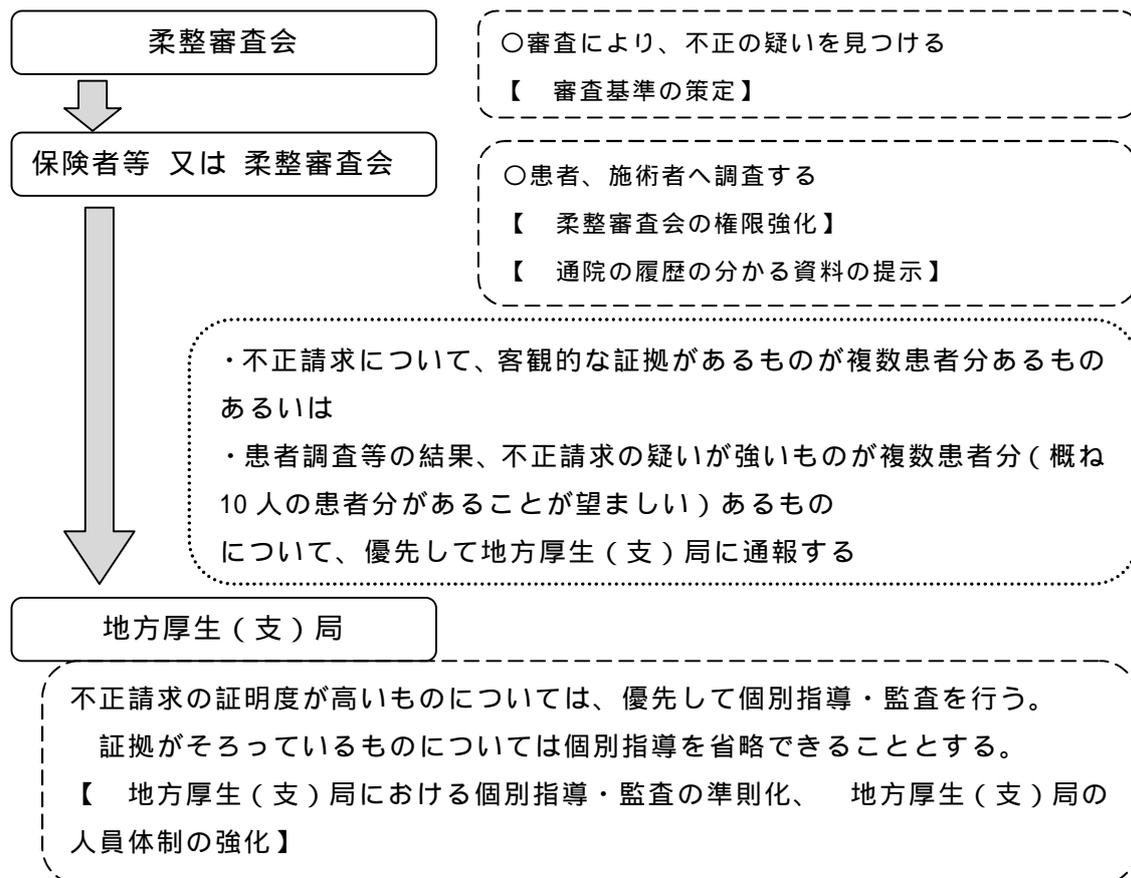
第9回社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会より  
(平成29年1月18日開催)  
柔道整復療養費検討専門委員会における議論の整理に係る検討(案)

## 審査・指導監督関係

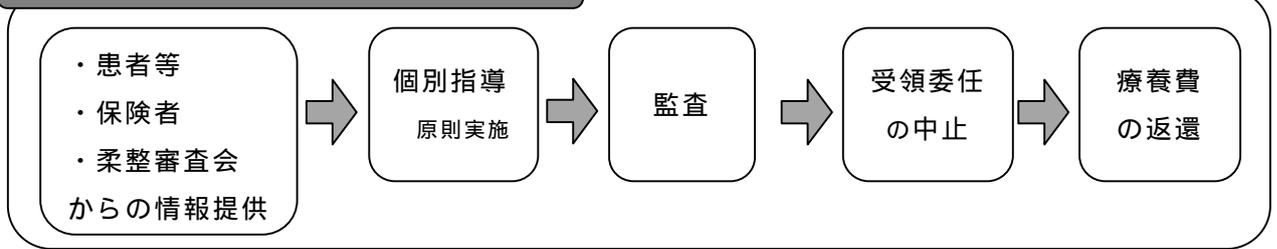
### 全体の考え方

保険者、柔整審査会、地方厚生(支)局のそれぞれの機能の強化を図る。  
また、それぞれの連携の強化を図る。  
より具体的には、保険者、柔整審査会において不正請求の疑いが強いものについて、その裏付けとなる証拠収集を行い、それを地方厚生(支)局が優先的に処理する仕組みを構築する。

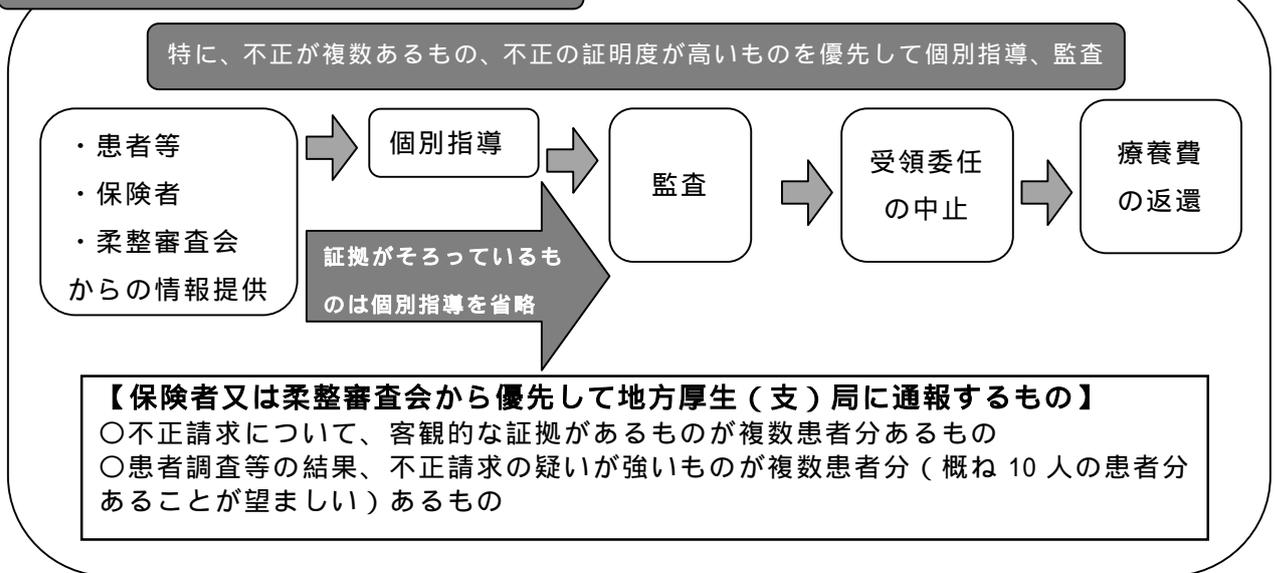
### 柔整審査会、保険者等、地方厚生(支)局への情報提供の流れ



### 個別指導・監査業務のフロー（現行）



### 個別指導・監査業務のフロー（見直し案）



## 「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の作成

（現行）

柔道整復療養費審査委員会の審査要領（参考例）は、以下のとおりとされている。

（平成 11 年 10 月 20 日付け保険発第 139 号）

○毎月の審査において、以下の事項の中から任意に選択した事項を、重点的に審査するものとする。

特に 7、8 及び 9 については、施術所ごと又は請求団体ごとに 3 部位以上の施術、3 ヶ月を超える施術や月 10 回以上の施術等の傾向があるものを分析するなど、重点的に審査するものとする。

また、審査の事務補助の段階で指摘された事項は、必ず重点的に審査するものとする。

- 1 負傷名及び算定部位に関すること。
- 2 初検料及び時間外加算等の算定に関すること。
- 3 往療料の算定に関すること。
- 4 再検料の算定に関すること。
- 5 近接部位の算定に関すること。
- 6 温電法、冷電法及び電療料の加算の算定に関すること。
- 7 多部位施術の算定に関すること。
- 8 長期施術の算定に関すること。
- 9 頻回施術に関すること。
- 10 施術情報提供料の算定に関すること。

## 柔道整復療養費審査委員会の審査要領改正案

審査事項として、

『11 同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」に関すること。』を加える。

重点的に審査するものとして、

『同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」』の傾向があるものを加える。

審査は、以下の審査を組み合わせで行うものとする。

- (1) 形式審査：記載内容に関する事項（支給申請書の記載誤り等）
- (2) 内容審査：施術内容に関する事項（支給対象者の具体的な負傷名、近接部位の考え方等）
- (3) 傾向審査・縦覧点検：同一施術所における施術傾向（多部位・長期・頻回施術の傾向、いわゆる「部位転がし」の傾向、同一施術所における同一患者の通算受療機関の傾向等）

## 柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み

柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所は、柔整審査会からの資料の提供や説明の求めに応じるものとする。

このため、現在、受領委任に係る協定・契約において、

『33 施術管理者は、申請書の記載内容等について保険者等から照会を受けた場合は、的確に回答すること。』

とされているが、照会を行うものに「柔整審査会」を加え、保険者だけでなく柔整審査会の照会、柔整審査会への回答が行えるようにする。

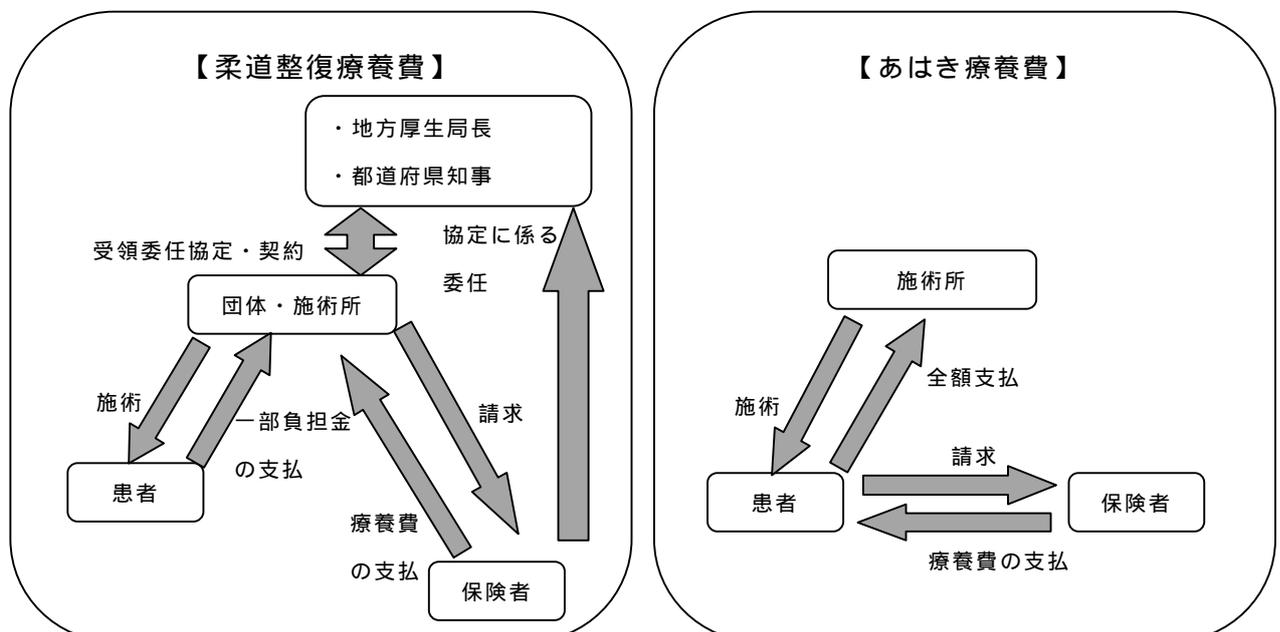
## 第10回社会保障審議会医療保険部会

あん摩マッサージ指圧・はりきゅう療養費検討専門委員会より

(平成29年1月18日開催)

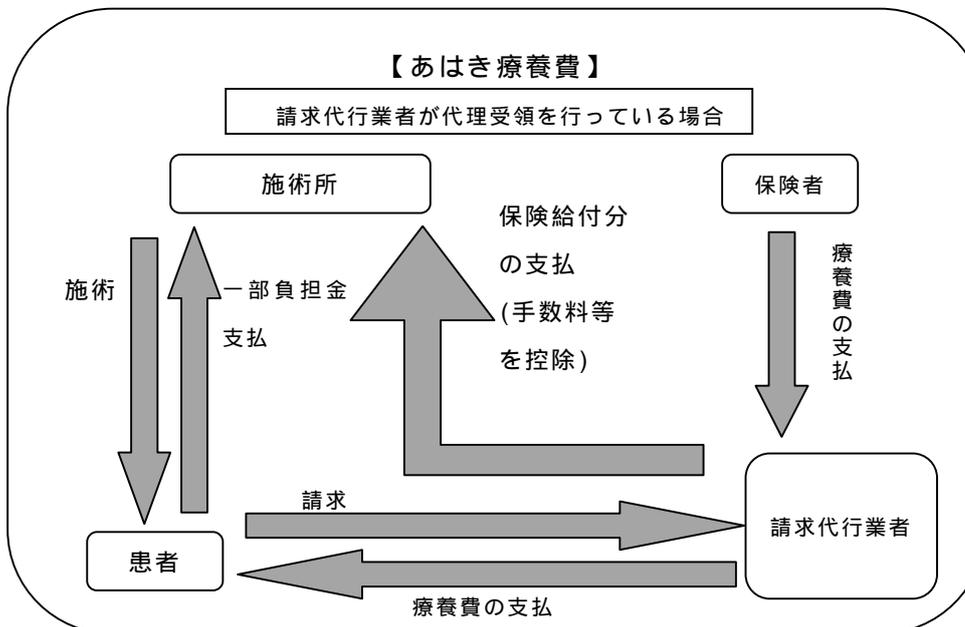
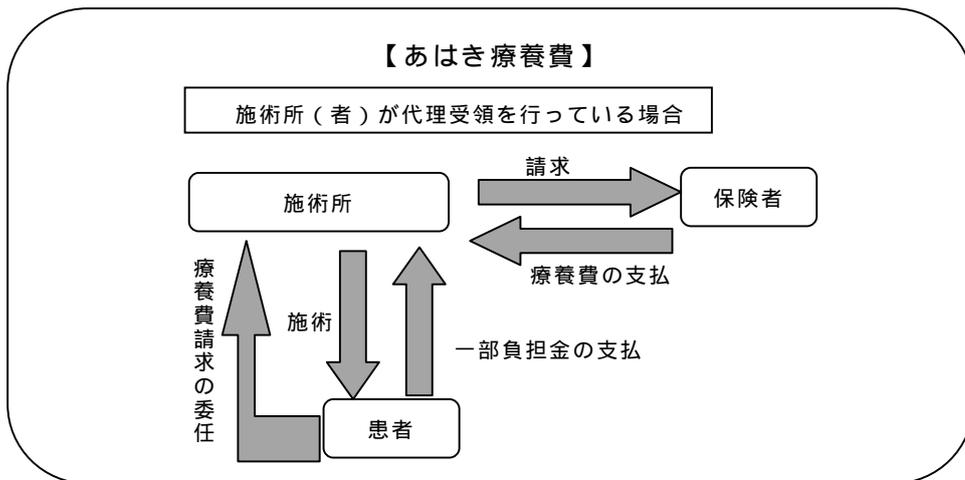
### 償還払い・代理受領・受領委任の比較

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費関係療養費の請求方法等の比較



## 療養費の請求方法等の比較

保険者の判断で、療養費の受領を施術所等が代理することを認めている場合



## 償還払い、代理受領、受領委任の比較

	償還払い(あはき)	代理受領(あはき)	受領委任(柔道整復)
施術所での患者負担	全額	一部	一部
療養費の請求者	患者(被保険者)	施術所(施術者) または請求代行業者	施術所(施術管理者)
療養費の審査	保険者(一部審査会)	保険者(一部審査会)	審査会(健康保険組合については、保険者または審査会)
地方厚生(支)局の指導監督	なし	なし	あり
施術所・施術管理者の登録	なし	なし	あり

### <まとめ>

以上をまとめると、過去の裁判では、以下のことが指摘されており、あはき療養費に受領委任制度を導入するには、その対応について検討が必要であると考えられる。

(1) 療養費の支給は、療養の給付の補完的な役割を果たすものであり、現物給付化することは健康保険法の予定するところではない(償還払いが原則)

(2) 受領委任払いの方法は、これを認めても弊害の生ずる危険性が乏しく、これを認めるべき必要性、相当性があるなどの特別の事情のある場合に限り認められる特例的な措置

➡ 不正請求等への対応  
あはき療養費に受領委任を認めるべき必要性・相当性

(3) 受領委任払いは、保険者において施術の内容や額等について被保険者からかくにんすることができないまま施術者により請求されることから、不正請求や業務範囲を逸脱した施術を見過ごす危険性が大きい

➡ 不正請求等への対応  
実態的に約6割の保険者が代理受領に応じていることとの関係

(4) 具体的にいかなる支給方法にするかについては、保険者の合理的な裁量に委ねられている

➡ 保険者との裁量との関係

### マッサージ不正9・5億円 36府県で療養費水増し

厚生労働省は18日、健康保険を使ったマッサージやはり・きゅうで、事業者が75歳以上の患者への療養費(治療費)を水増しするなどして不正に受け取ったケースが2008年度以降、36府県で約5万5千件、約9億5千万円に上ると明らかにした。同日開かれた社会保障審議会の検討委で報告した。対策を強化する方針。

マッサージなどの療養費を巡っては昨年、共同通信の全国調査で不正が表面化。これを受け、厚労省が後期高齢者医療制度(75歳以上対象)の発足時にまでさかのぼって調べた。

高齢化で患者が増え、出張料を稼ぎやすい訪問施術を狙って参入する事業者が相次いだことが背景にある。

(平成29年1月18日 北海道新聞抜粋)

マッサージ療養費などの不正受給が多かった都道府県

	返還請求額	件数(延べ)
1 和歌山	1億5977万5857円	6583
2 大阪	1億3845万7071円	3264
3 神奈川	1億236万6442円	5188
4 兵庫	8625万5375円	4704
5 広島	8350万7126円	1975

※75歳以上対象、2008年度～16年11月8日、厚生労働省調べ

### 療養費の推移

柔道整復療養費は緩やかな増加傾向にあったが、平成24年度より減少に転じている。

はり・きゅう及びマッサージに係る療養費について、直近における対前年度の伸び率は、鈍化傾向にあるものの、国民医療費の伸び率を上回る率で推移している。

(金額:億円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国民医療費	348,084	360,067	374,202	385,850	392,117	400,610	408,071
対前年度伸び率	2.0%	3.4%	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%
柔道整復	3,933	4,023	4,068	4,085	3,985	3,855	3,825
対前年度伸び率	2.7%	2.3%	1.1%	0.4%	-2.5%	-3.2%	-0.8%
はり・きゅう	267	293	315	352	358	365	380
対前年度伸び率	8.1%	9.7%	7.5%	11.8%	1.8%	1.8%	4.3%
マッサージ	374	459	516	560	610	637	670
対前年度伸び率	14.1%	13.6%	12.0%	8.5%	9.0%	4.5%	5.2%

